

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮 問 日：令和 5 年 12 月 8 日（諮問（個）第 10 号）

答 申 日：令和 6 年 6 月 14 日（答申（個）第 8 号）

答 申 書

第 1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。以下「条例」という）第 17 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 17 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求書に不備があるものと認め、令和 5 年 3 月 20 日付け捜一第 59 号で、補正期間を同年 4 月 10 日までとして本件開示請求書の補正を審査請求人に求めた。
- 3 審査請求人は、上記 2 の補正通知に対して補正期間を令和 5 年 5 月 10 日まで延長することを希望する旨を記載した、同年 4 月 3 日付けの文書を提出し、実施機関は同年 4 月 6 日にこれを受理した。さらに、審査請求人は、上記 2 の補正通知に対して補正期間を同年 5 月 31 日まで延長することを希望する旨を記載した、同年 4 月 1 日付けの文書を提出し、実施機関は同年 4 月 12 日にこれを受理した。
- 4 実施機関は、上記 3 の希望を考慮し、再度、令和 5 年 5 月 17 日付け捜一第 125 号で、補正期間を同年 5 月 31 日までとして本件開示請求書の補正を審査請求人に求めた。
- 5 審査請求人は、上記 4 の補正通知に対して補正期間を令和 5 年 6 月 30 日まで延長することを希望する旨を記載した、同年 5 月 18 日付けの文書を提出し、実施機

関は同年5月25日にこれを受理した。さらに、審査請求人は、上記4の補正通知に対して補正期間を同年7月31日まで延長することを希望する旨を記載した、同年5月29日付けの文書を提出し、実施機関は同年6月23日にこれを受理した。

6 審査請求人が文書により延長を希望した補正期間の最終日である令和5年7月31日を経過しても、本件開示請求書の補正が行われなかったため、実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求書に形式上の不備があることを理由に、条例第21条第2項に基づき、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年8月4日付け捜一第203号で審査請求人に通知した。

7 審査請求人は、令和5年9月1日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

開示されるべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 不当な決定である。施設に在所しており、書面の取り寄せをスムーズに行えず時間がかかる。
- (2) 再三、役所に書類の交付を求めているが、放置されており役所は書類の交付を全くしない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 条例等の規定について

- (1) 条例第16条第1項は、実施機関が保有する個人情報のうち、自己に関する開示請求を認めている。

また、死者に関する保有個人情報については、原則としては開示請求の対象とならないものの、同情報が遺族自身の保有個人情報でもありと考えられる場合に、遺族自身を本人とする保有個人情報として開示請求を認めている。

さらに、条例第 16 条第 2 項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人について、当該未成年者又は成年被後見人を本人とする保有個人情報の開示を認めている。

- (2) 条例第 17 条第 2 項は、開示請求者に対して、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求権に係る保有個人情報の本人であること（条例第 16 条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示、又は提出しなければならない旨を定めている。

死者に関する保有個人情報については、和歌山県警察個人情報保護事務取扱要領（平成 28 年 8 月 3 日相第 43 号）第 3 の 1 の(3)のエの各号に掲げる開示請求の類型ごと、同類型であることを示す書類を確認することにより、死者の遺族本人の保有個人情報として開示請求を認めている。

- (3) 条例第 17 条第 3 項は、本人確認書類等の提示がなされないなど、開示請求書に形式上の不備があると認めるときに、実施機関が開示請求者に対して相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めることができる旨定めている。

2 本件開示請求について

本件開示請求において、実施機関は別紙のとおり請求内容を特定した。

3 処分庁による非開示決定について

上記 1 (2)に規定する本人確認書類等の提示又は提出がされていないため、実施機関は本件開示請求書に不備があるものと認め、上記第 2 に記載のとおり審査請求人に補正を求めたが、同補正の期限として審査請求人が希望した令和 5 年 7 月 31 日を経過しても、本人確認書類等の提示又は提出が行われなかった。

そのため、開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて請求人に対して開示請求書を補正するよう求めたものの、同補正が行われなかったことから、処分庁は本件開示請求に対して非開示決定を行った。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、死者に関する情報及び審査請求人を本人とする保有個人情報の開示が求められている。

2 請求された保有個人情報について

(1) 保有個人情報開示請求権

本県の保有個人情報開示制度において、条例第 16 条の規定により、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」とされている。

(2) 死者に関する情報

条例第 2 条第 1 号において個人情報を定義しており、「和歌山県個人情報保護条例の解釈基準」における同号の解釈(8)によると、「死者に関する情報については、死者は権利義務の主体となり得ないことから、保護制度の対象とならないとの考え方があがるが、死者の情報が遺族の個人情報でもあると認められる場合に、その名誉が毀損される等、遺族の権利利益が侵害されるおそれがあることから、個人情報の定義を生存する個人に限定していない。」とされている。

これを受けて、和歌山県警察個人情報保護事務取扱要領（平成 28 年 8 月 3 日相第 43 号）第 3 の 1 の(3)のエの各号に、死者の情報が遺族の個人情報でもあると認められる場合を類型化し、当該類型ごとに提示又は提出すべき書類を規定している。

このことから、死者に関する情報が遺族の個人情報でもあると認めるためには、開示請求者が上記要綱の類型ごとに規定された書類を実施機関に対し提示又は提出することが必要であり、当該書類の提示又は提出がない場合は、形式的要件を満たさないとして実施機関は非開示決定をすることになると解される。

3 本件処分の妥当性について

(1) 死者に関する情報について

実施機関によると、審査請求人が、開示請求に係る死者の遺族であることを証する本人確認書類等を、補正期限までに提示又は提出しなかった、とのことである。

この点、当審議会において関係書類を確認したところ、審査請求人は当該本人確認書類等を準備するためとして四度にわたり補正期間の延長を求めたものの、審査請求人が希望した補正期間の終期である令和 5 年 7 月 31 日を経過しても、当該本人確認書類等が提示又は提出されなかったことが認められる。

よって、開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて請求人に対して開示請求書を補正するよう求めたものの、同補正が行われなかったことか

ら、実施機関は本件開示請求に対して非開示決定を行ったという実施機関の説明には、審査請求人が〇〇に在所中であることを考慮してもなお、特段不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人を本人とする保有個人情報について

なお、審査請求人を本人とする保有個人情報を非開示としていることについて、実施機関は理由を付記していない。この点について当審議会が実施機関に説明を求めたところ、当該情報は上記(1)の死者に関する情報を前提とするものであり、これについて審査請求人の保有個人情報であると認められることを証する資料が提示又は提出されておらず、審査請求人と死者との関係性が不明であり、同(1)の死者に関する情報を特定できず、したがって同(1)を前提とする同(2)について判断できなかった、とのことである。

実施機関が言うところの、開示請求に係る審査請求人を本人とする保有個人情報が、死者に関する情報を前提としているとは、開示請求に係る本人に関する保有個人情報が、第三者に関する情報の中に含まれており、本人に関する保有個人情報を開示すると、第三者に関する情報を開示することになるという趣旨であると解される。この理解を前提にすると、第三者である当該死者と審査請求人との関係が明確にならない限り、当該死者に関する情報の中に含まれる審査請求人の保有個人情報のみを抽出してこれを開示することはできないとの実施機関の主張は、その結論において是認できる。そして、上記3(1)のとおり、審査請求人から関係書類の提出がなく、死者と審査請求人との関係が明らかにならなかった以上、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

そうである以上、本件開示請求の請求内容を特定することができないため、形式的不備があると評価することも可能であることから、理由付記に同(2)を不開示とする理由を記載していない点については不十分との誹りを免れないが、これをもって実施機関の判断が否定されるものではないと考える。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年12月8日	○諮問（実施機関）
令和6年3月14日	○審議
令和6年4月23日	○審議
令和6年5月31日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年2月17日	〇〇年〇〇月〇〇日に特定の個人が死亡した際に作成された全ての書類の中にある特定の個人の情報（私の個人情報を含む。）